

●●  
特集

## リスクに備える

# FRONT ESSAY

## リスクに備える ～賠償責任保障制度について～

2003年にアメリカのASHRM (American Society for Health care Risk Management) という医療関連のリスクマネジメント学会が、アメリカの医療におけるリスクマネジメントの領域は3つとする概念を整理しました。①ペイシェントセーフティ (Patient Safety)、②クレームスマネジメント (Claims Management)、③リスクファイナンス (Risk Financing) です。ペイシェントセーフティとは、事故を起こさない取り組み、現在日本の医療機関で取り組まれている「医療安全」「安全管理」にあたります。クレームスマネジメントとは、訴訟によらない解決方法の検討、特に問題がおきた時の患者さんやご家族とのコミュニケーションのとり方が注目されています。リスクファイナンスとは、損失が発生した時に備えて資金繰りの準備を行うことです。日本でも紛争や訴訟の数が増えている現在、クレームスマネジメントやリスクファイナンスも視野に入れたリスクマネジメントは、組織、そして医療従事者個人双方の重要な課題です。医療従事者であれば、専門職として個人の責任が問われる可能性もあります。支払いの手当てをしておくことや法的責任などについてそれなりの知識を持つておくことが必要です。

医療事故が発生した場合、専門職（資格を用いて働くもの）には、3つの責任が発生します。①刑事上の責任 ②行政上の責任 ③民事上の責任です。刑事上

2007 No. 2  
島田病院医療安全管理委員会が送る  
患者さまと職員の安全に関するニュース

●●

## FRONT ESSAY

### リスクに備える ～賠償責任保障制度について～

の責任については、業務上に必要な注意義務を怠った結果、他人を障害または死に至らしめた時に、刑法第211条、「業務上過失傷害罪」「業務上過失致死罪」が問われ、懲役や罰金などの刑罰を受けなければなりません。②行政上の責任は、医療事故等によって罰金以上の処罰を受けた時に、免許取り消し、業務の停止等の行政処分を受けなければなりません。③民事上の責任は、安全な医療を提供する責任が果たせなかったとして民法第415条「債務不履行」または第709条「不法行為」に基づき問われる責任です。被害者の救済を目的に、被害者に生じた損害を金銭で賠償することを目的としています。「損害発生」とは被害者に治療費などの損害（積極的損害）、本来得られたはずの収入がなくなる損害（消極的損害）、被害を受けたことによる精神的苦痛（慰謝料）が発生することをいいます。この責任を負った場合の備えになるのが、賠償責任保障制度です。

近年では、医師以外にも、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士など、専門職の賠償責任保障制度が創設されています。業務中の事故により賠償責任を負った場合に、賠償金、弁護士費用、訴訟費用、人格権侵害を保障する制度です。最近では、病院（開設者）が支払った賠償額の一部を、責任の程度に応じて当事者である専門職に請求する事例も発生しています。大学病院で発生した看護職による死亡事故では、賠償保険制度に加入していなかったため、（その保険制度も知らなかったため）賠償金、訴訟費用すべてを自分で支払わなければならない事例もありました。毎年、行っている看護部のオリエンテーションでは、看護職全員に、看護職の関与した一年間の医療事故報

道と行政処分、刑事処分内容についてと看護職賠償責任保障制度について説明しています。事故が起きない、起こさないことが最も重要ですが、不幸にも事故が起こった時に備えて、他の専門職の方々も是非、賠償責任保険への加入を検討されてはいかがでしょうか。

最後に、事故を起こさない環境はまず5Sから。  
整理・整頓・清潔・清掃・しつけ  
自部署を一度ご確認下さい。

島田病院 看護部長 石神 昌枝

### ●検査課での医療事故防止への取り組み

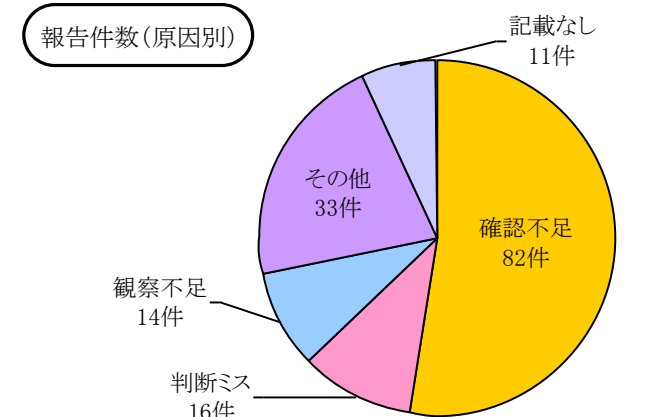
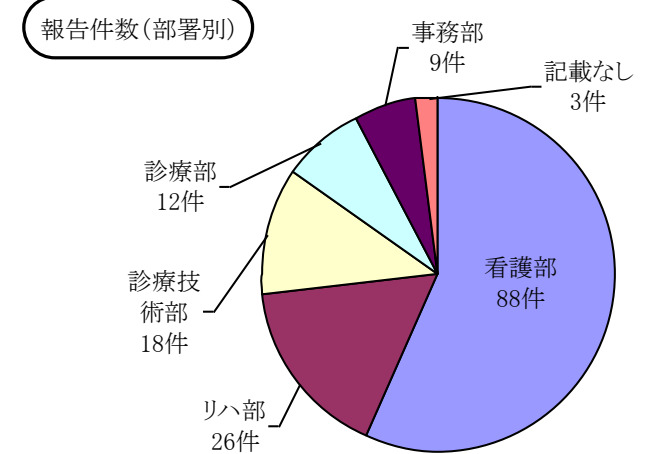
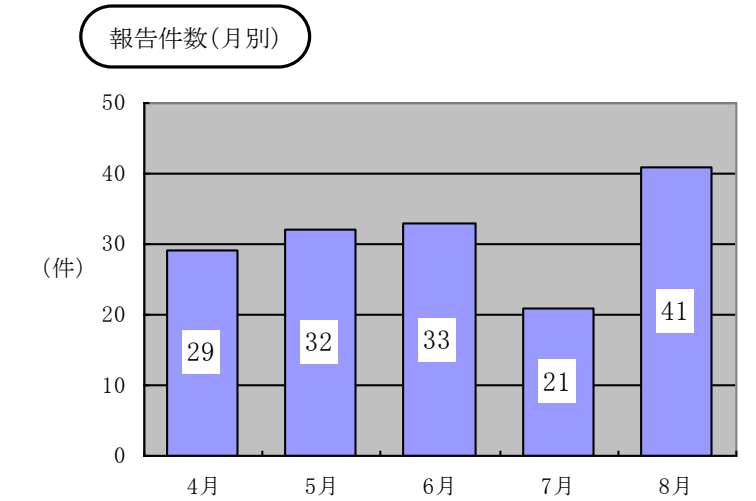
臨床検査にかかわる医療事故の発生要因は、検査精度に関することから、検体の取り違えや結果入力ミスなど多岐にわたっており、常日頃より検査過誤や事故の可能性と隣り合わせとなっています。これらの考えられる原因として、検査手技の誤り、検査機器の整備不良、検査データの読間違い、転記ミス、接遇面、患者様への説明不足等が想定できます。

医療事故防止対策として、自己の健康管理はもちろんのこと、整理、整頓、清掃、清潔、を心掛け（しつけを含んで5Sと言われています）、技術者として常に知識の向上や技術の研鑽を行い、生涯教育として位置づけ、患者の命に関わる業務であることを認識しておく必要があります。また常に業務の中で、医療事故等の発生する状況を予測して情報収集に努め、不幸にもアクシデント・インシデントが発生した場合には速やかに報告を行う習慣を身につけること。また、ある程度業務に慣れてくると、思い込み等によるミスが発生しやすくなり、重大な過誤を引き起こす可能性も考えられます。そのため、常に新鮮な心構えで業務に取り組み、安全性や正確性の確認を行う必要があります。

検査課だけでは解決できない事例も多く発生する可能性があり、常に他職種と協力・連携・情報交換を行なって、リスクの原因分析・対策に努め、互いに協力し合えるチームとして、医療事故防止に取り組んでいきたいと考えています。

診療技術部検査課 課長代理 高羽 禎久

### ●2007年度SAレポート経過報告(4～8月)



プランナー: リハビリテーション部 愛洲

次号は1月です!

発行人 医療安全管理委員会 編集担当 森下 幸子  
発行所 医療法人永広会島田病院内